

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示書面)

2026 年 7 月 1 日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

株式会社バンク・オブ・イノベーション（以下、「当社」という）及び株式会社 Koiniwa（以下、「Koiniwa」という。）は、2026 年 3 月 24 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、Koiniwa を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行いました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

該当事項はありません。

(2) 新株予約権買取請求の手続の経過

該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併消滅会社は、2026 年 5 月 15 日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者の異議申述の手続の経過

吸収合併存続会社は、2026 年 5 月 15 日付の官報にて本合併に対する異議申述に関する公告及び同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項
別紙「吸収合併に関する事前開示書面」のとおりです。
6. 変更登記日
効力発生日である 2026 年 7 月 1 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。
7. その他本合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

2026 年 7 月 1 日

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長 樋口 智裕

別紙

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示書面)

2026 年 3 月 24 日

株式会社バンク・オブ・イノベーション

株式会社 Koiniwa

株式会社バンク・オブ・イノベーション（以下、「吸収合併存続会社」という。）及び株式会社 Koiniwa（以下、「吸収合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で 2026 年 3 月 24 日付吸収合併契約を締結し、2026 年 7 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併存続会社は、2026 年 3 月 24 日開催の取締役会において、本合併の効力発生に先立つ 2026 年 6 月 30 日（予定）をもって、吸収合併消滅会社に対して有する関係会社長期貸付金 1,700 百万円を放棄することを決議いたしました。

なお、当該債権放棄額のうち 1,168 百万円は関係会社貸倒引当金を計上済みであり、吸収合併存続会社の個別決算においては差額である 531 百万円を特別損失とし

て計上する見込みです。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収合併存続会社は、2026年3月24日開催の取締役会において、本合併の効力発生に先立つ2026年6月30日（予定）をもって、吸収合併消滅会社に対する関係会社長期貸付金1,700百万円を放棄することを決議しております。これにより、吸収合併消滅会社の債務超過状態は解消される見込みです。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産額は負債額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、吸収合併存続会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。なお、本合併に先立ち、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社に対して保有する債権の一部を放棄する予定であります。かかる債権放棄は吸収合併存続会社の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずるまでの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更の内容

事前開示開始日以後に上記に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

2026 年 3 月 24 日

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長 樋口 智裕

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
株式会社 Koiniwa
代表取締役社長 樋口 智裕

別紙 1 吸収合併契約書

吸収合併契約書

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号に本店を有する株式会社バンク・オブ・イノベーション(以下「甲」という。)及び東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号に本店を有する株式会社 Koiniwa(以下「乙」という。)は、両社の吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（存続会社及び消滅会社）

甲と乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第 2 条（定款の変更）

甲は、本合併により、その定款を変更しない。

第 3 条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との吸収合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、第 5 条に定める効力発生日に消滅することとする。

第 4 条（増加すべき資本金及び準備金等）

甲は、本合併により資本金及び準備金を増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026 年 7 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（会社財産の引継）

乙は、本合併の効力発生日において乙が有する一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、本合併の効力発生日において甲に承継させるものとする。

第 7 条（合併承認）

1. 甲及び乙は、2026 年 3 月 24 日に、それぞれ取締役会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を行う。
2. 本合併は、甲においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ株主総会の承認を得ることなく行う。

第 8 条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態もしくは本合併に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により、本契約を変更し、又はこれを解除することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、第 7 条に定める取締役会の決議を得ることができなかった場合は、効力を失うものとする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は誠実に協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、各 1 通をそれぞれ保有する。

2026 年 3 月 24 日

（甲） 東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役社長 樋口 智裕

（乙） 東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

株式会社 Koiniwa

代表取締役社長 樋口 智裕

別紙2 株式会社 Koiniwa の計算書類等

第6期 計算書類

自 2024 年 10 月 1 日

至 2025 年 9 月 30 日

株式会社 Koiniwa

東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号

貸借対照表

(2025 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	629,819	流動負債	161,671
現金及び預金	526,591	未払金	142,075
売掛金	93,808	未払費用	132
前払費用	5,148	未払法人税等	200
その他	4,270	前受金	6,884
固定資産	35,700	預り金	127
差入保証金	35,700	前受収益	12,251
		固定負債	1,700,000
		関係会社長期借入金	1,700,000
		負債合計	1,861,671
		(純資産の部)	
		株主資本	△1,196,151
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△1,296,151
		その他利益剰余金	△1,296,151
		繰越利益剰余金	△1,296,151
		純資産合計	△1,196,151
資産合計	665,519	負債・純資産合計	665,519

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		695,994
売上原価		695,875
売上総利益		118
販売費及び一般管理費		313,764
営業損失		313,646
営業外収益		
受取利息	700	
雑収入	69	769
営業外費用		
支払利息	11,450	
支払手数料	7	11,457
経常損失		324,333
税引前当期純損失		324,333
法人税、住民税及び事業税	200	200
当期純損失		324,533

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	50,000	50,000	50,000	△971,617	△971,617	△871,617
事業年度中の変動額						
当期純損失				△324,533	△324,533	△324,533
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△324,533	△324,533	△324,533
当期末残高	50,000	50,000	50,000	△1,296,151	△1,296,151	△1,196,151

	純資産 合計
当期首残高	△871,617
事業年度中の変動額	
当期純損失	△324,533
事業年度中の変動額合計	△324,533
当期末残高	△1,196,151

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	1,000 株	—	—	1,000 株

以上

計算書類にかかる
附属明細書
(第6期)

自 2024年10月1日
至 2025年9月30日

株式会社 Koiniwa

有形固定資産及び無形固定資産の明細

第6期

自 2024年10月1日 至 2025年9月30日

該当事項はありません。

引当金の明細

第6期

自 2024年10月1日 至 2025年9月30日

該当事項はありません。

販売費及び一般管理費の明細

第6期

自 2024年10月1日 至 2025年9月30日

(単位:千円)

科目	金額	摘要
福利厚生費	776	
業務委託費	360	
広告宣伝費	289,929	
租税公課	721	
支払手数料	6,309	
支払報酬料	3,667	
経営管理費	12,000	
計	313,764	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。